

発議第1号

令和6年2月22日

木津川市議会

議長 長岡 一夫 様

提出者 木津川市議会 議会運営委員会

委員長 福井 平和

木津川市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び木津川市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

令和6年1月31日の木津川市組織条例の一部改正の可決に伴い、木津川市議会委員会条例に定める常任委員会の所管について、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

木津川市議会委員会条例（平成19年木津川市条例第220号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務文教常任委員会 7人</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>企画戦略部学研企画課</u>の所管に関する事務</p> <p>ウ <u>総務部（指導検査課を除く。）</u>の所管に関する事務</p> <p>エ <u>健康福祉部の所管に関する事務のうち幼稚園に関する事務</u></p> <p>オ 教育部の所管に関する事務（児童育成に関する事務を除く。）</p> <p>カ・キ（略）</p> <p>（2） 厚生常任委員会 7人</p> <p>ア <u>市民環境部</u>の所管に関する事務</p> <p>イ 健康福祉部の所管に関する事務</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務文教常任委員会 7人</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>マチオモイ部学研企画課</u>の所管に関する事務</p> <p>ウ 総務部の所管に関する事務</p> <p>エ 教育部の所管に関する事務（保育及び児童育成に関する事務を除く。）</p> <p>オ・カ（略）</p> <p>（2） 厚生常任委員会 7人</p> <p>ア <u>市民部</u>の所管に関する事務</p> <p>イ 健康福祉部の所管に関する事務</p>

<p><u>(幼稚園に関する事務を除く。)</u></p> <p>ウ 教育部の所管に関する事務のうち 児童育成に関する事務</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 6人</p> <p>ア <u>企画戦略部観光商工課</u>の所管に 関する事務</p> <p>イ <u>総務部指導検査課</u>の所管に <u>関する事務</u></p> <p>ウ・エ (略)</p>	<p>ウ 教育部の所管に関する事務のうち <u>保育及び児童育成に関する事務</u></p> <p>(3) 産業建設常任委員会 6人</p> <p>ア <u>マチオモイ部</u> (学研企画課を除 <u>く。)</u>の所管に関する事務</p> <p>イ・ウ (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。